

知多市個人用次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市個人用次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）は、地球温暖化対策の一環として、市内において環境性能に優れた次世代自動車の普及を図り、運輸部門から排出される温室効果ガスの削減に寄与するため、予算の範囲内で新車の次世代自動車（以下「次世代自動車」という。）を新規購入し、使用する者に対し交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 次世代自動車 別表第1に掲げる車両をいう。
- (2) 新車登録 自家用車として購入した次世代自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第8条の規定による新車登録及び第60条の規定による自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けることをいう。
- (3) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録等の車両以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に居住し、非営利かつ自らが使用する目的で次世代自動車を購入した、次の各号のいずれにも該当する個人で、知多市税を滞納していない者とする。

- (1) 当該年度の4月1日以降に当該次世代自動車を新車登録し、自動車登録番号における自動車の使用の本拠の位置が知多市であること。
- (2) 車検証に記載されている交付年月日前6月以上引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること。

- (3) 次世代自動車の車検証の使用者として記載されている者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が別表第2の補助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

2 申請は、同一年度内において1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車検証交付日後90日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、知多市個人用次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した次世代自動車の車検証の写し
 - (2) 次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し
 - (3) 誓約書（第2号様式）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに知多市個人用次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付すことができる。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知多市個人用次

世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、市長に知多市個人用次世代自動車購入費補助金交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、速やかに知多市個人用次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（取得財産の処分）

第10条 申請者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して4年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（第7号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書（第8号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産の処分したことにより生じた利益の額と、取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第3に定める額との合計について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を市に返還させることができる。

(調査)

第11条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の知多市個人用次世代自動車購入費補助金交付要綱により、補助金等が交付され、又は補助金等の交付の決定がされている補助事業等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

燃料電池自動車	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、車検証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、車検証において燃料の種類が電気と記載されているものをいう。ただし、超小型電気自動車を除く。
プラグインハイブリッド自動車	外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、車検証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。

別表第2（第4条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1台につき20万円
電気自動車	1台につき10万円
プラグインハイブリッド自動車	1台につき5万円

別表第3（第10条関係）

新車登録の日からの経過年数	補助金返還額
1年未満	補助額全額
1年以上2年未満	補助額に4分の3を乗じて得た額
2年以上3年未満	補助額に4分の2を乗じて得た額
3年以上4年未満	補助額に4分の1を乗じて得た額